

事務事業評価シート

(平成 23 年度実施事業)

事務事業名	自立支援医療（精神通院）給付事業			事業コード	2277
所属コード	062100	課等名	障がい福祉課	係名	自立支援係
課長名	石橋 浩 幸	担当者名	畑山 紀 枝	内線番号	2515
評価分類	<input checked="" type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> 公の施設 <input type="checkbox"/> 大規模公共事業 <input type="checkbox"/> 補助金 <input type="checkbox"/> 内部管理				

1 事務事業の基本情報

(1) 概要

総合計画 体系	施策の柱	いきいきとして安心できる暮らし	コード	1
	施策	共に歩む障がい者福祉の実現	コード	3
	基本事業	障がい者福祉サービスの充実	コード	2
予算費目名	一般会計 3 款 1 項 2 目 総務事務 (001-01)			
特記事項				
事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度 <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返 <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度	開始年度	18 年度	
根拠法令等	・ 障害者自立支援法・自立支援医療費の支給認定について（平成 18 年厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知・障第 0303002 号）・岩手県自立支援医療費（精神通院医療）支給認定実施要領			

(2) 事務事業の概要

精神通院を要する者からの申請により自立支援医療受給者証を発行する事業のうち、申請受付、所得区分認定審査、県への進達、県から発行された受給者証の送付事務を行う。受給者は、精神通院に係る医療費の自己負担が 1 割となるほか、世帯収入による月の自己負担上限額が設定される。

(3) この事務事業を開始したきっかけ（いつ頃どんな経緯で開始されたのか）

以前は、精神障害者の精神疾患に関する通院医療は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 32 条（通院医療費公費負担制度）」によって 2.5 割の公費負担がなされていた。（7 割は医療保険、0.5 割が自己負担）平成 18 年 4 月から障害者自立支援法によって現制度となり、公費負担は 2 割となった。また、同法の施行により、申請受付、県への進達及び発行された受給者証の送付の各事務が市の事務となった。

(4) 事務事業を取り巻く現在の状況はどうか。(3)からどう変化したか。

受給者は年々増加しており、これに伴い事務量の増加傾向も続くと思われる。

2 事務事業の実施状況 (Do)

(1) 対象（誰が、何が対象か）

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者で、通院による精神医療を継続的に要する程度の病状にあり、医師が必要であると認めた者。

(2) 対象指標（対象の大きさを示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 見込み
A 受給者数	人	2,909	3,154	3,154	3,361	4,000
B						
C						

(3) 23年度に実施した主な活動・手順

対象者より申請を受け付け、所得区分を審査し、岩手県盛岡保健所へ進達する。発行された自立支援医療受給者証及び、自己負担上限額管理票を対象者に発送した。

(4) 活動指標（事務事業の活動量を示す指標）

指標項目	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 進達・交付件数(新規・再認定・変更)	件	3,766	4,135	4,150	4,152	5,000
B						
C						

(5) 意図（対象をどのように変えるのか）

定期的に通院し治療を継続することにより、病状が安定し、対象者の社会参加が促進される。

(6) 成果指標（意図の達成度を示す指標）

指標項目	性格	単位	21年度 実績	22年度 実績	23年度 計画	23年度 実績	26年度 目標値
A 受給者数	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	人	2,909	3,154	3,154	3,361	4,000
B 進達・交付件数(新規・再認定・変更)	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input checked="" type="checkbox"/> 維持	件	3,766	4,135	4,150	4,152	5,000
C	<input type="checkbox"/> 上げる <input type="checkbox"/> 下げる <input type="checkbox"/> 維持						

(7) 事業費

項目	財源内訳	単位	21年度実績	22年度実績	23年度計画	23年度実績
事業費	①国	千円	0	0	0	0
	②県	千円	0	0	0	0
	③地方債	千円	0	0	0	0
	④一般財源	千円	0	0	0	0
	⑤その他()	千円	0	0	0	0
	A 小計 ①～⑤	千円	0	0	0	0
人件費	⑥延べ業務時間数	時間	2,260	2481	2490	2491
	B 職員人件費 ⑥×4,000円	千円	9,040	9,924	9,960	9,964
計	トータルコスト A+B	千円	9,040	9,924	9,960	9,964
備考 市の予算措置はなし						

3 事務事業の評価 (See)

(1) 必要性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

① 施策体系との整合性

法定事務である。

② 市の関与の妥当性

法定事務である。

③ 対象の妥当性

法定事務であるため、妥当である。

④ 廃止・休止の影響

法定事務であることから、廃止・休止は不可能である。

(2) 有効性評価 (成果の向上余地)

国の制度であり、県の要領に基づき事務を行なっているため向上余地はない。

(3) 公平性評価 (評価区分が「内部管理」の事務事業は記入不要)

指定医療機関の医師が、継続して通院が必要であると認めた者が受益者となるため、受益機会は適正である。また、指定医療機関を決定し医療を受診しなければならないことから、受給者間でも公平・公正に受益機会を与えられている。

(4) 効率性評価

人件費のみの事業のため、削減の余地はない。

4 事務事業の改革案 (Plan)

(1) 改革改善の方向性

事務を市と県とで行なっていることと、県の審査会の日程が決まっていることで、申請から交付までにおよそ2ヶ月かかっている。申請から進達までの事務を迅速に行い、可能な限り直近の審査会に間に合うよう処理を行なう。

今後は、県と市との事務の見直しやシステム改善が必要と思われる。

(2) 改革改善に向けて想定される問題点及びその克服方法

特になし

5 課長意見

(1) 今後の方向性

- 現状維持（従来どおりで特に改革改善をしない）
- 改革改善を行う（事業の統廃合・連携を含む）
- 終了・廃止・休止

(2) 全体総括・今後の改革改善の内容

法定事務であり、今後も適正に執行する。